

第4章 基本課題と施策の展開

第1節 男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重

1 男女共同参画に関する理解を深められる環境づくり

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、女性のための取組だけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広めていくことが求められます。

また、学校や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等も社会問題となっています。セクシュアル・ハラスメント等について、各企業や学校等での相談体制を強化するとともに、周知・啓発を行うことが必要です。



施策

- 施策1：男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実
- 施策2：あらゆる町の広報における男女共同参画の視点への配慮
- 施策3：男女共同参画に関する情報の収集と共有
- 施策4：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・一人ひとりが男女共同参画の視点について理解を深めるため、男女共同参画に関する情報を積極的に取り入れましょう。
- ・事業者は、セクシュアル・ハラスメント等について正しく理解し、セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境づくりに努めましょう。

施策1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画講演会	男女共同参画についての周知と理解を深めるため、講演会を開催します。	国際協働課
2	男女共同参画週間にあわせた広報による啓発活動	毎年6月23日から29日の男女共同参画週間にあわせ、広報紙・ホームページで男女共同参画に関する啓発活動を実施します。	国際協働課
3	発行物を活用した男女共同参画情報の発信	広報紙・公民館広報紙「和」を活用し、男女共同参画に係るイベント情報などを発信します。	国際協働課 生涯学習課

施策2 あらゆる町の広報における男女共同参画の視点への配慮

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	広報における男女共同参画ガイドラインの活用	広報紙等において、男女共同参画の推進に配慮すべき点をまとめたガイドラインを町職員全体に周知し、活用を促進します。	国際協働課
2	広報作成における配慮	ガイドラインに基づいた原稿の提出やホームページの作成を職員に働きかけます。また、ガイドラインに基づいた広報紙等を作成します。	広報情報課

施策3 男女共同参画に関する情報の収集と共有

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する資料を収集し、情報提供を行います。	国際協働課
2	男女共同参画に関する資料の収集と提供	図書館蔵書資料に男女共同参画に関する図書資料を収集します。	生涯学習課

施策4 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	児童館厚生員・子育て支援者の研修への参加	児童健全育成推進財団等主催の厚生員研修に参加し、専門的知識を深めます。	子育て支援課
2	教職員研修	全体研修会や学校内における研修会に、男女共同参画の内容を取り入れます。	学校教育課

2 男女共同参画に関する学習機会の充実

最も身近な家庭等で男女共同参画を推進することが、男女共同参画が社会全体に広がる第一歩となります。学校や家庭、地域においてお互いを思いやることのできる心を育み、支え合うことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

また、次世代を担う子どもたちに、学び、遊び、育つ様々な環境の中で男女共同参画の意識が根づくことは、男女共同参画社会を実現するための礎となり、子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分に持つことが重要です。

そのため、男女共同参画の意識を高め、その意義を正しく理解するために、幅広い層に向けた学習の機会や、男女共同参画に関する教育・学習機会を提供します。



施策

施策1：家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する学習機会の充実

施策2：学校・保育所等における男女共同参画教育の充実

施策3：理念を共有できる機会の提供



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・一人ひとりが、家庭や地域、職場等における男女共同参画に関する学習会等に積極的に参加し、男女共同参画について正しく理解しましょう。
- ・事業所内での学習や研修会への派遣など、男女共同参画に関する理解を広める活動を行いましょう。
- ・保護者や学校・保育所等の教育関係者は、あらゆる機会を通じて男女共同参画が推進されるよう相互の連携を深めましょう。

施策1 家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する学習機会の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保護者への子育てに関する講演会の開催	児童館4館合同講演会を開催し、保護者向けに男女共同参画に係る子育ての講演を行います。	子育て支援課
2	母子保健講演会	妊娠・出産・育児に関する学習の機会を提供します。	健康づくり課
3	職場における男女共同参画に関する講演会等の広報による情報の提供	職場における男女共同参画に関する講演会等の情報を、広報紙やパンフレット・ポスター等でお知らせします。	商工振興課
4	各種講座における男女共同参画に係る内容の導入	男女共同参画に関する内容の事業を開催し、理解・認識を深めます。	生涯学習課

施策2 学校・保育所等における男女共同参画教育の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保育士・保護者・子育て支援者等への研修	男女共同参画に関するセミナーを開催し、参加者の理解・認識をさらに深めます。	子育て支援課
2	小・中学校の教育活動の中で男女共同参画の視点での教育の推進	各教科、道徳、特別活動等すべての教育活動をととして男女共同参画の教育を推進します。	学校教育課

施策3 理念を共有できる機会の提供

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画セミナー	男女共同参画に関するセミナーを開催し、参加者の理解・認識をさらに深めます。	国際協働課

3 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、男女共同参画社会の基本となるものであり、その実現のためには、男女ともに人権が尊重されることが不可欠です。近年、デートDV（ドメスティック・バイオレンス）を含むDV、ストーカー行為、性犯罪などの被害が社会問題となっており、被害の防止が求められています。これらは、重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。

そのため、DVに対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の周知など、防止対策や予防教育に取り組めます。

また、子どもへの虐待や性犯罪等も問題化してきていることから、全町をあげて子どもの虐待防止に取り組むとともに、子どもからのサインを見逃さないよう関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。

なお、本節を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画（DV防止に関する計画）として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談など支援の充実に取り組めます。



施策

- 施策1：暴力を許さない社会づくり
- 施策2：信頼できる相談体制の整備
- 施策3：安心・安全な保護環境の整備
- 施策4：自立支援の体制整備
- 施策5：子どもに対する暴力の根絶
- 施策6：セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- DV等あらゆる暴力は人権を侵害する行為であることを認識し、その根絶に努めるとともに、被害にあったら（または被害にあう前に）一人で悩まず、早めに相談しましょう。
- DV等あらゆる暴力に関する講演会や講座などへは積極的に参加し、学んだ成果を家庭や地域、職場で活かしましょう。
- 児童虐待の早期発見や性暴力被害を防ぐため、地域で見守り活動を行い、犯罪が起きにくい環境づくりに努めましょう。

施策1 暴力を許さない社会づくり

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	DV等あらゆる暴力の防止に関する啓発活動	DV等あらゆる暴力の防止に関するリーフレット等を公共施設に配置し、啓発活動を実施します。	国際協働課
2	広報等を活用した情報の提供（女性に対する暴力をなくす運動）	広報等を活用した情報の提供（女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から25日）を行い、女性の人権尊重のための意識啓発を行います。	国際協働課

施策2 信頼できる相談体制の整備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	相談窓口の周知	DVに関する県の相談窓口機関の広報物や大泉町配偶者暴力相談支援センター電話相談カードの配布等により、相談窓口の周知を行います。	国際協働課
2	配偶者暴力相談支援センターの充実	相談員の資質の向上に努め、相談体制の充実を図ります。	国際協働課
3	DV被害者に対する相談	DV被害者の相談を受け、対処法の教示や専門の相談・救済機関の紹介を行います。	国際協働課 住民課
4	セクシュアル・ハラスメントに対する相談	セクシュアル・ハラスメント被害者の相談を受け、対処法の教示や専門の相談・救済機関の紹介を行います。	住民課
5	他機関と連携した相談員の研修	相談員の資質向上のための各種研修を行います。	住民課
6	地域ケア会議の開催	地域包括支援センター・保健・介護保険・医療関係の職員が処遇困難な事例を解決するために会議を定期的に行い、事例を検討します。	国保介護課

施策3 安心・安全な保護環境の整備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関連機関や団体との連携	医療機関・警察・女性相談所・児童相談所・保健福祉事務所・社会福祉協議会等の各関係機関や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携をとり、相談者または事例に対し、適切な対応ができるような体制の強化を図ります。	国際協働課 福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 国保介護課 健康づくり課 住民課 学校教育課

施策4 自立支援の体制整備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	DV連絡会議の開催	配偶者暴力相談支援センターの被害者支援の重要性を関係する課へ周知し、被害者情報を共有するとともに、必要な支援の提供を行います。	国際協働課

施策5 子どもに対する暴力の根絶

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	虐待等の相談	子どもの虐待等に関する相談体制を充実させるとともに、気軽に相談できる環境づくりに努めます。	子育て支援課
2	関連機関との連携	医療機関・警察・女性相談所・児童相談所・保健福祉事務所等、各関係機関で連携をとり、相談者または事例に対し、適切な対応ができるような体制づくりを図ります。	子育て支援課
3	大泉町要保護児童対策地域協議会の開催	要保護児童等についての情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進や、要保護児童等に対する支援について協議します。	子育て支援課
4	児童生徒への虐待の相談体制の周知	児童生徒への虐待の相談体制を教職員や保護者、地域に周知し、子育て支援課や児童相談所、警察、医療機関、保健福祉事務所等の関係機関と連携し、適切な対応ができるような体制づくりを図ります。	学校教育課

施策6 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職場におけるセクシュアル・ハラスメント等についての学習機会・情報の提供	職場のセクシュアル・ハラスメント等についての学習機会・情報の提供を行います。	国際協働課
2	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談・解決に関する情報の提供	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談・解決に関する情報の提供を行います。	国際協働課
3	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談体制の周知	セクシュアル・ハラスメント等の相談体制を教職員・保護者等に周知します。	学校教育課

第2節 性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が 尊重される環境づくり

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化しており、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援が欠かせません。

そのためには、男性が地域・家庭生活を充実でき、女性が仕事で能力を発揮できるようになるための方策が必要となります。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性についても理解を促進する必要があります。

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。あらゆる職場において、男女の雇用の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりを進めることが重要です。

このことから、性別にとらわれることなく、職場での働き方や家庭・地域活動での役割分担を選択できるような環境の整備が求められています。



施策

- 施策1：仕事と生活の両立支援
- 施策2：働き方の見直し支援
- 施策3：職場におけるワーク・ライフ・バランスに焦点化した啓発機会の充実
- 施策4：家庭における男女共同参画の推進
- 施策5：男性にとっての男女共同参画の推進



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・ワーク・ライフ・バランスについて理解し、積極的な取組を推進しましょう。
- ・事業者は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修等を行いましょう。

施策1 仕事と生活の両立支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保育の充実	保育を充実させることにより、子育てと仕事の両立の支援をします。	子育て支援課
2	介護保険制度等の周知	高齢者の介護の問題で、介護者の生活や仕事に大きな支障が出ないように、介護保険制度の周知を行い、制度の活用により、仕事と生活の両立を支援します。	国保介護課
3	企業へのワーク・ライフ・バランスの情報提供と周知	企業へワーク・ライフ・バランスの必要性や内容について、パンフレットを提供し、情報の周知を行います。	商工振興課
4	育児・介護等に関する意識啓発や制度の周知	各種講座において、育児・介護等に係る講座を開催し、意識啓発を図るとともに、制度の周知に努めます。	福祉課 子育て支援課 国保介護課 生涯学習課

施策2 働き方の見直し支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	余暇充実事業への支援	団体が実施する余暇を充実させるための事業を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	商工振興課

施策3 職場におけるワーク・ライフ・バランスに焦点化した啓発機会の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	企業への情報提供と周知	企業へ男女共同参画に関するパンフレット・ポスター等を提供し、情報の周知を行います。	商工振興課

施策4 家庭における男女共同参画の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	家庭における男女共同参画の推進	男女共同参画についての理解を深めるために、家事、育児、介護など家庭参画に関する学習機会を提供し、家庭における男女共同参画を推進します。	国際協働課

施策5 男性にとっての男女共同参画の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男性向け男女共同参画セミナーの開催	男性にとっての男女共同参画についての理解を深めるために、男性向け男女共同参画セミナーを開催します。	国際協働課 生涯学習課
2	ワークショップ「お父さんと遊ぼう！！」の開催	父親参観を実施し、親子での物作りや遊びをとおり、父親の子育て参加意識を啓発します。	子育て支援課
3	父親対象の子育て講座の開催	各種講座において、父親対象の子育てに係る講座を開催します。	生涯学習課

5 育児、介護等に対する支援体制の整備

核家族化の進行や共働き世帯増加などにより、保育サービスの需要が増加するとともに、育児などに対する情報提供や相談体制の充実など、総合的な子育て支援の必要性が増しているため、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、子育て家庭や子どもを地域全体で支える地域ぐるみの子育て支援を充実していくことが求められていることから、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種サービス等の充実を図ります。

また、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により介護問題は家族で解決することが難しくなっています。社会的解決を図るため介護保険制度が導入され、主に女性が担っていた在宅介護の負担は軽減されてきましたが、アンケートによると、高齢者の介護については、「女性も男性も、ともにするのがよい」という回答が6割以上と最も多くなっており、「女性が中心で男性も手助け」という回答は未だ3割あります。

介護が必要になっても安心して生活できるよう、「大泉町高齢者保健福祉計画」による介護サービス等の充実を図ります。



施策

- 施策1：男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実
- 施策2：男女共同参画の視点に立った介護支援の充実
- 施策3：男性対象の啓発・学習機会の充実



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・家庭の中では、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに協力しあい、安心して子育てや介護ができるよう、子育て、介護に関する知識・制度についての情報を収集し、活用しましょう。
- ・子育てについては、地域全体で取組むという意識をもち、協力しあいましょう。
- ・事業者は、育児・介護等のための休暇が、性別にとらわれず取りやすい職場づくりに努めましょう。

施策1 男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	一時保育	保育園入所対象にならない就学前の児童を、保護者の仕事の都合や通院等のため、急に保育ができなくなったときに一時預かります。	子育て支援課
2	病児・病後児保育の支援	保育中や保護者の病気、その他急用の時に具合が悪くなった児童等の保育を実施します。	子育て支援課
3	無業母親対象の支援（育児孤立）	育児に悩みや不安を抱いている母親への相談や情報の提供をします。（地域子育て支援センター）	子育て支援課
4	学童保育	児童館にて保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成のために、適切な遊び及び生活の場を提供します。	子育て支援課
5	「親子教室」「赤ちゃん広場」の開催	0歳から2歳の親子が参加し、遊び、製作等を提供する中で父親のかかわり等を含め子育て支援をします。	子育て支援課
6	育児相談	来所、電話による育児等に関する相談を行い、育児不安の解消や適切な母子保健情報の提供をします。	健康づくり課
7	すこやか広場	妊婦、乳幼児の希望者に対して育児相談事業を行います。	健康づくり課
8	育児休業・介護休暇等取得への意識啓発	育児休業・介護休暇等の情報をパンフレット・ポスター等で周知をし、また、取得へ向けての意識を啓発します。	国際協働課 商工振興課

施策2 男女共同参画の視点に立った介護支援の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	障害者の自立支援に関する制度の周知	障害者も介護者も個性と能力を発揮できる環境づくりのために、障害者の自立支援に関する制度の周知に努めます。	福祉課
2	介護予防サポーターの養成	地域の高齢者の健康づくりや介護予防の取組をするボランティアを養成し、男女の区別なく、家族全員で介護予防の取組や実際の介護にあたるよう、地域での介護支援活動を促進します。	国保介護課

施策3 男性対象の啓発・学習機会の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保護者会等への父親の積極的参加の促進	保護者会・夏祭り・運動会・親子バス遠足への父親の積極的な参加を促します。	子育て支援課
2	学童保育保護者会等への父親の積極的参加の促進	学童保護者が関わる児童館行事等に、父親の積極的な参加を促します。	子育て支援課
3	両親学級	妊娠・出産・育児に関する保健指導を行い、母性の健康保持・増進を図ります。	健康づくり課

6 女性のエンパワーメントの促進

アンケートにおける女性と職業においても、「子どもができたなら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」という回答が最も多く、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けたほうがよい」という回答が続いていることから、女性が職業を続けたいという意識が高いことがうかがえます。しかし、育児等により離職する女性が少なくない状況においては、育児等で離職しなくてもよい環境をつくり出すとともに、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援していく必要があります。

また、女性が社会のあらゆる分野における活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性自身がエンパワーメントする（力をつける）必要があります。

公的・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、各種活動分野において人材を発掘・育成し、指導的立場にある女性を増やしていくことが必要です。併せて、起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野に新たにチャレンジする人を支援する取組が必要です。

なお、本項と第4節の「12 各種委員・行政組織における男女共同参画の推進」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「推進計画」として位置づけ、社会における女性の活躍を支援します。



施策

施策1：人材育成

施策2：女性のチャレンジ支援の促進



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・知識や理解を深める講演会や講座へ積極的に参加しましょう。
- ・女性は、自立意識を向上させ、エンパワーメントに努めるとともに、様々な分野へ積極的にチャレンジしましょう。
- ・事業者や団体等は、女性の登用を支援し、意欲・能力を活用しましょう。
- ・事業者は、女性労働者等の職業能力向上のために必要な情報提供、相談、研修を受けられる機会の充実を図りましょう。

施策1 人材育成

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職員の能力開発	男女ともに職員の人材育成を効果的に取組むため、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等への積極的な参加を促します。	総務課
2	関連団体に対する支援と情報提供	自主的に活動している男女共同参画推進団体等に対する活動支援をするとともに女性の人材育成のための情報の収集・提供を行います。	国際協働課

施策2 女性のチャレンジ支援の促進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	働く女性へのキャリアアップ支援	女性の雇用関係を改善するための支援を行います。	商工振興課
2	女性の再就職等の情報提供	子育て等で離職した人の再就職について、就労支援窓口の情報提供を行います。	商工振興課

第3節 あらゆる分野における男女共同参画の促進

7 団体、地域組織等における男女共同参画の促進

男女が、家庭や地域における責任を果たしながらともにその個性と能力を発揮し、ともに支えあい、協力しあうことは自立と生きがいをもった生涯を送ることにつながります。

さらに、一人ひとりが暮らしやすく活力ある地域づくりのため、地域における男女共同参画をより一層進める必要があります。また、少子高齢社会、核家族・共働き家庭などを支える上でも、地域コミュニティやボランティア活動、NPOなどの果たす役割が重要であり、女性、男性双方の力が必要不可欠となっています。男性にとっても、家庭、職場、地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになると考えられます。そして、定年退職後も生きがいを持って有意義な生活を送るためには、家庭や地域での生活が重要な要素となります。



施策

施策1：男女共同参画に関する町民活動の支援

施策2：団体、地域組織等の活動における男女共同参画視点への配慮



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・性別にとらわれることなく、地域団体等の役員を選びましょう。
- ・地域や家庭で、自分の意見を出せる場に主体的に参加し、よりよい地域づくりや職場づくりに取り組みましょう。

施策1 男女共同参画に関する町民活動の支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	自主活動サークルへの支援	男女共同参画社会をめざしている自主活動サークルとの共催による講座を開催します。	国際協働課

施策2 団体、地域組織等の活動における男女共同参画視点への配慮

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	各種団体、地域組織等の活動における男女共同参画への働きかけ	各種団体、地域組織等において、また、その活動の中で、男女共同参画が促進されるよう働きかけます。	総務課 安全安心課 国際協働課 福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 国保介護課 健康づくり課 住民課 商工振興課 農政課 生涯学習課 スポーツ文化振興課

8 就労の場における男女共同参画の促進

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要です。女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、子育て環境の充実等により、子育て期等の就労率の減少がゆるやかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

アンケートでは、職場における男女平等については、「平等になっている」という回答は前回調査よりわずかですが増加しています。しかし、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が約7割となっており、職場における男女間の格差は依然として残っているようです。

企業や事業所においては、男女間の格差をなくし、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しの理解や積極的な取組が不可欠です。そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を効果的に推進していくことが重要です。

また、農林業・商工業の中には、家族経営的な事業所もあり、それらの事業所では生活の場と生産の場が一体となる場合が多く、女性は仕事をしながら家事・育児・介護等を担っている状況があります。女性が能力を十分発揮し、正當に評価され、経営活動や地域活動に参画できる環境づくりが求められています。

さらに、町は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について事業者にも周知を行います。



施策

- 施策1：雇用、就労等における差別の是正
- 施策2：各種法律・制度の浸透と運用の支援
- 施策3：就労支援体制の充実
- 施策4：自営業者の労働条件の改善
- 施策5：関係機関との連携



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・女性は、様々な分野に積極的に参画しましょう。
- ・働く者の個性や能力に応じた人材育成や人材登用に配慮しましょう。
- ・休暇取得や短時間勤務制度が利用しやすい職場環境づくりを推進しましょう。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動計画の策定及び実施に努めましょう。

施策1 雇用、就労等における差別の是正

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	労働相談	性別による差別的取扱いなど、男女平等社会の形成を妨げる行為などについての労働相談を受け付けます。	商工振興課
2	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に対する相談事業	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に対する相談を受け付けます。	商工振興課

施策2 各種法律・制度の浸透と運用の支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関係法律制度の情報提供と周知	男女共同参画について、パンフレット・ポスター等を利用し、関係法律制度の情報提供・周知を行います。	商工振興課

施策3 就労支援体制の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	一時保育（再掲）	保育園入所対象とならない就学前の児童で保護者が求職活動をするため保育ができないとき、一時預かります。	子育て支援課
2	雇用相談	男女雇用機会均等法及び育児休業・介護休暇等に関することなどの、雇用における男女平等に関するについて相談を受け付けます。	商工振興課

施策4 自営業者の労働条件の改善

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	自営業者への情報提供と周知	自営業者へ採用や労働条件について、男女共同参画に係る情報の提供・周知を行います。	商工振興課

施策5 関係機関との連携

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関係機関（労働基準監督署、ハローワーク）との連携	関係機関（労働基準監督署、ハローワーク）との連携をし、男女共同参画についての制度・関係法令等の情報収集をします。	商工振興課

9 多文化共生の視野に立った男女共同参画の推進

国内外の男女共同参画に関する動向や女性問題など国際的な取組について理解を深め共生していくことが男女共同参画を推進する上で重要となります。

そのため、国際理解を深めるための学習機会の充実や交流を促進し、国際理解を深めるとともに、多文化共生的視野を広げる必要があります。

また、本町に住む外国人数は、現在6,413人（平成27年4月1日現在）と町の人口の15.7%を占めており、地域や職場において安心して日常生活を送れるよう、情報の提供や相談体制を充実することが求められています。



施策

- 施策1：国際理解を深める学習の推進
- 施策2：多文化共生の推進
- 施策3：外国籍住民との男女共同参画に係る情報の共有



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・外国籍の方が地域社会へ参加できる地域づくりに努めましょう。
- ・自分にできることから国際交流を実践し、多文化共生についての理解を深めましょう。
- ・事業者は、外国籍労働者に対する情報提供等の充実に努めましょう。

施策1 国際理解を深める学習の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	国際理解教育の推進	英語教育や総合的な学習の時間を中心に国際理解教育を推進するとともに、日本語学級において外国人子女への日本語指導や適応指導の充実を図ります。	学校教育課

施策2 多文化共生の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	文化の通訳講座の開催	外国籍住民に日本の文化を理解してもらうための機会を提供します。	国際協働課
2	国際交流協会の支援	住民の国際理解を深めるために、多文化共生を推進する国際交流協会の活動を支援します。	国際協働課

施策3 外国籍住民との男女共同参画に係る情報の共有

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	ポルトガル語広報紙「ガラッパ」発行	ポルトガル語版広報紙の「ガラッパ」に男女共同参画の情報を掲載し、外国籍住民の意識を啓発します。	国際協働課
2	外国籍住民への男女共同参画に関する情報等の提供	外国籍住民に対して、必要に応じ翻訳した情報を提供します。	国際協働課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課

10 新たな分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の取組については、これまで様々な取組がなされてきました。また、最近では、高度情報通信社会が進展する中で、メディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性が広く周知される可能性がある一方で、固定的な性別役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を助長するような表現、インターネットによる犯罪などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアから発信される情報が社会に与える影響は更に拡大するものと予想されます。各人が情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上するための学習機会を提供することも必要です。

また、近年の大災害発生時には、隣近所などの共助の大切さが改めて認識されはじめました。そして、災害復旧や避難所運営には、女性の視点と行動力が欠かせなくなっています。

そこで、災害に対しては、日頃からの協力体制を構築し、男女のニーズの違いを考慮した防災対策を推進することが必要となっています。

なお、国においても、災害対策基本法が改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれています。



施策

- 施策1：防災の現場における男女共同参画
- 施策2：メディアにおける男女の人権の尊重
- 施策3：メディア・リテラシーの向上



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・地区防災会等の運営に関し、女性の意見等を積極的にとり入れましょう。
- ・正しい情報を入手し、メディア・リテラシーを身に付けていきましょう。
- ・事業者は、女性の防災組織への参画やメディア・リテラシーの啓発を積極的に行いましょう。

施策1 防災の現場における男女共同参画

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	地区の防災組織への男女共同参画の啓発	地区の防災組織の活動における男女共同参画を啓発します。	安全安心課

施策2 メディアにおける男女の人権の尊重

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	SNS等を活用した男女共同参画情報の発信	ツイッター・フェイスブック等を活用し、男女共同参画に係るイベント情報などを発信します。	広報情報課

施策3 メディア・リテラシーの向上

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	メディア・リテラシーの教育の推進	インターネットを安全・安心に使うために「おぜのかみさま」県民運動*等を推進し、青少年等のメディア・リテラシーの向上を図ります。	生涯学習課

※「おぜのかみさま」県民運動：青少年が安全・安心にインターネットを利用するための運動

11 男女の生涯にわたる健康づくりの推進

男女が、生涯にわたり健康で生き生きと自らの個性や能力を発揮するためには、健康づくりの意識の向上を図るとともに、各種健康診査等で疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めることなどがが必要です。また、女性も男性も互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会に向けて前提となるものです。

そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。安全な性生活を営み、出産等について、女性自らが選択し自己決定できるように、社会全体が、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について十分に理解した上で、互いの気持ちを尊重し、認識を深めることが重要です。また、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う女性のこの権利を、男女がともに尊重することは対等な人間関係の基本となります。

男女が互いの性と健康を尊重できるような教育・啓発は緊急の課題であり、関係機関と連携して啓発を進める必要があります。



施策

- 施策1：性差を踏まえた総合的な健康づくり
- 施策2：性の尊重についての意識啓発
- 施策3：母性保護と母子保健の充実



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・一人ひとりが意識と自覚をもって、健康管理や健康づくりに取り組みましょう。
- ・地域における健康づくりの活動や行事に、積極的に参加しましょう。
- ・事業者は、従業員の健康づくりに力を入れるとともに、特に、妊娠中や出産後の女性従業員の健康の保持には十分配慮しましょう。

施策1 性差を踏まえた総合的な健康づくり

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	両親学級 (再掲)	妊婦及びその配偶者に、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行い、母性の健康保持・増進を図ります。	健康づくり課
2	チャイルドケア・サマーセミナー	思春期(中学生)の生徒を対象に、乳児や母親と交流する中で、生命の尊厳について理解する場を提供する保健体験学習を行います。	健康づくり課
3	健康相談	一般的な健康相談の中で、性と生殖に関する相談を受け付けます。	健康づくり課

施策2 性の尊重についての意識啓発

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った性教育の推進	小中学校において、男女が互いに相手を尊重する心を育てる学習機会や発達段階に応じた性教育の充実を図ります。	学校教育課

施策3 母性保護と母子保健の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	母性保護の普及	啓発資料を配付し、働く女性の心と体の健康と母性の保護を図ります。	健康づくり課
2	母子保健の充実	不妊症・不育症に関する情報提供及び治療費助成事業を行います。	健康づくり課

第4節 町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理

12 各種委員・行政組織における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず住民が政策や方針決定の過程に参画することが不可欠です。男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は企業や団体における方針の立案及び決定に参画することが求められています。

しかし、町が設置する審議会等の附属機関における女性委員の登用率は低く、女性の参画が十分とはいえない状況です。女性委員のいない審議会も依然としてあります。単に女性の比率を高めるだけではなく、女性自身が政策・方針の決定過程に参画していくためのエンパワーメントを促進していくとともに、政策・方針決定過程の場へ女性が積極的に参画していくことが必要です。

町職員においても女性幹部が少なく職種によっても男女の構成比が偏っている場合もあります。国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%」という目標達成に向けて、採用後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、様々な角度からの取組が必要です。

また、町では事業主の立場として女性職員の活躍に関する現状を把握・分析するなどし、女性の職業生活における活躍を推進していきます。



施策

- 施策1：行政委員、審議会等各種委員への女性の参画推進
- 施策2：役場の人事における女性の積極的登用
- 施策3：役場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止
- 施策4：役場におけるワーク・ライフ・バランスの促進
- 施策5：職員に対する意識共有機会の提供



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・町の男女共同参画に関する事業等に積極的に参加しましょう。
- ・事業所は、町の男女共同参画に関する事業等に積極的に協力しましょう。

施策1 行政委員、審議会等各種委員への女性の参画推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	審議会等委員への女性の参画促進	審議会等委員への女性委員登用調査を実施するとともに、審議会等への女性の参画を促進します。	国際協働課

施策2 役場の人事における女性の積極的登用

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職員の能力開発（再掲）	男女ともに職員の人材育成を効果的に取組むため、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等への積極的な参加を促します。	総務課
2	女性の積極的な登用の促進	職員の意向調査や各職員の資質の向上を的確に見極め、積極的登用を進めていきます。	総務課
3	女性職員の活躍に関する状況の把握	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性職員の状況の把握を行います。	総務課

施策3 役場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	情報提供や相談窓口対応の充実	総務課にてメンタルヘルスをはじめ、セクシュアル・ハラスメント等に関する情報提供を行うとともに、それらに関する職員からの相談窓口対応を充実させていきます。	総務課

施策4 役場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女にかかわらない仕事と家庭の両立	ワーク・ライフ・バランスについての職員研修会を開催し、職員の意識を醸成します。また、男女ともに職業生活と家庭生活の両立が図れるよう、年次休暇の計画的取得の促進や時間外勤務の縮減などに努めます。	総務課

施策5 職員に対する意識共有機会の提供

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職員に対する男女共同参画研修の実施	男女共同参画をテーマにした職員研修会を実施します。	総務課

13 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたることから、全ての職員が男女共同参画社会について理解し、形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

また、本計画の推進にあたり、県を始めとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、住民と協働で男女共同参画を推進します。



施策

- 施策1：男女共同参画推進計画の進行管理体制の充実と計画の見直し
- 施策2：町民意見の男女共同参画施策への反映
- 施策3：大泉町男女共同参画推進会議の開催



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・行政等からの情報を積極的に収集し、男女共同参画に取り組みましょう。
- ・事業者は、行政等からの情報を積極的に収集し、啓発に努めましょう。

施策1 男女共同参画推進計画の進捗管理体制の充実と計画の見直し

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画事業進捗状況調査の実施	大泉町男女共同参画事業進捗状況調査を毎年度実施し、この計画の進捗管理を行います。	国際協働課

施策2 町民意見の男女共同参画施策への反映

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画推進計画推進委員会の開催	大泉町男女共同参画推進計画推進委員会を開催し、この計画を推進するために、町民の意見を反映させます。	国際協働課
2	町民意見提出窓口の設置	男女共同参画に関する意見を広く受け付け、内容を検討します。	国際協働課

施策3 大泉町男女共同参画推進会議の開催

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画推進会議の開催	大泉町男女共同参画推進会議を開催し、男女共同参画社会の実現に向けて、この計画の推進を図ります。	国際協働課

